

令和7年産の需要に応じた 生産・販売の取り組みに向けて

「令和の米騒動」に踊らされず、冷静な判断をお願いします



米価の高値が続いているから、国が備蓄米を放出するようですね。

令和6年産米の生産量は、全国の作況が平年並みを確保しましたが、集荷競争の激化等の影響で、未曾有の大冷害と言われた平成5年産より高値が続いております。また、生産量は前年産より18万トン多かったにもかかわらず、集荷量が前年より21万トン減少し、流通が滞っているため、国は、主食用米の円滑な流通に支障が生じる場合に条件付きで備蓄米を売渡してできる制度を新たに設けました。

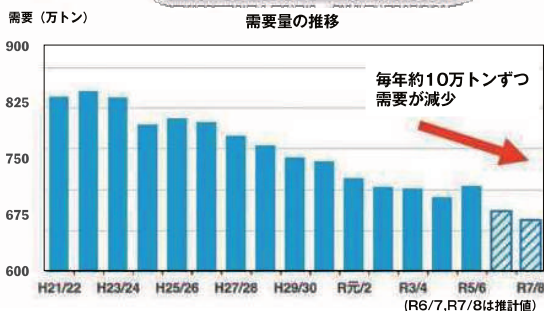


報道では、水田活用の直接支払交付金制度も見直されるようだけど。

国は、水田活用の直接支払交付金制度を含め、令和9年度から新たな水田施策に取り組むこととしており、その内容は令和7年度に方針を明らかにする予定です。よって、令和7年度、8年度は現行制度が継続しますので、引き続き、需要に応じた生産の取組をお願いします。



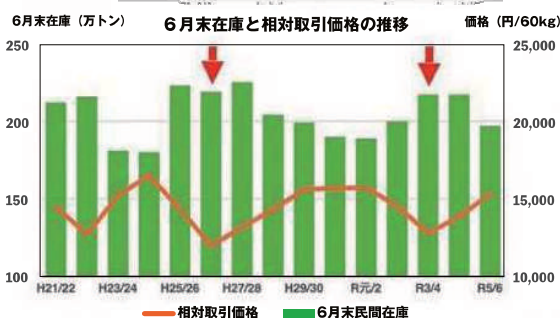
今後の米の需要の見込みは？



米の需要量は、国内の人口減少や食生活の多様化等で毎年10万トン（作付面積約2万ヘクタール分）ずつ減少が見込まれています。



この先、米の価格は
どうなるんだろう？



今後の米価については、需給状況を冷静に見て判断する必要があります。全国的に主食用米が増加し、供給量が需要を上回れば、平成26年や令和3年のように価格は大きく値下がりがします。また、米の高値が続けば、米購入を回避する消費者も増える懸念があります。

米価が低下すると、回復するまでに長期間を要するため、特に稲作農家の経営に支障が出て、地域農業の存続が危ぶまれます。このような事態にならないためにも、引き続き需要に応じた生産・販売に取り組んでいきましょう。



本県における需要に応じた生産・販売の取り組み

本県の水田面積は約9万ヘクタールありますが、そのうち主食用米の面積は6割で、残りの4割は備蓄米や飼料用米などの非主食用米を始め、大豆、麦等の畑作物や高収益な園芸作物等を作付けしています。



●福島県全体の令和7年産主食用米・非主食用米・畑作物等の作付計画

(単位：ha)

(単位：ha)

区分	令和6年産実績 (A)	令和7年産計画 (B)	(B) - (A)
主食用米	56,500	56,500	0
非主食用米	飼料用米	7,000	33
	備蓄米	5,700	142
	加工用米	600	171
	WCS	1,100	2
	輸出用米	250	72
	その他	50	▲1
	計	14,700	419
全水稲作付面積	70,800	71,200	400

区分	令和6年産実績 (A)	令和7年産計画 (B)	(B) - (A)
麦	377	368	▲9
大豆	885	1,013	128
そば	1,540	1,155	▲385
飼料作物	1,557	1,525	▲32
高収益作物	731	826	95
合計	5,090	4,887	▲203

主食用米以外では飼料用米と備蓄米が多いね。



本県では飼料用米と備蓄米を作付転換の柱として推進しています。

また、加工用米や輸出用米は需要が高くなっており、作付の拡大が期待されています。



飼料用米

本県は、他県と比較して飼料用米を多く生産しており、畜産の飼料供給に貢献してきました。輸入飼料の高騰が続く中、飼料用米を生産する意義は大きいので、引き続きふくひびき等の多収品種で取り組みましょう。

備蓄米

本県は、昨年、日本で一番備蓄米に取り組み、食料安全保障に貢献しました。不測の事態に備えて備蓄米に取り組む意義は大きいので、引き続きご協力をお願いします。

なお、令和7年産米の備蓄米は、第1回目入札時期がこれまでの1月から4月に変更となりました。皆様には、この期間を利用して需給情勢を冷静に見極め、備蓄米の取組にご協力をお願いします。

- 主食用米と同じ品種、生産方法で取り組むことができます。
- 価格決定時期が主食用米より早いため、米価が下落傾向となった際は備蓄米が有利になる場合もあります。(経営を安定させるために、一定数量を備蓄米に取り組む方法も有効です。)

(参考) 令和7年産備蓄米の政府買入入札について

・政府買入予定数量 206,780トン (うち、福島県優先枠31,606トン)

・第1回入札予定日 令和7年4月上旬

(第2回以降は第1回入札以降、8月まで実施予定)

「コメ新市場開拓等促進事業」を活用した加工用米や輸出用米への取組や、「畑作物産地形成促進事業」を活用した麦・大豆への転換、水田活用の直接支払交付金をはじめ国や県の支援制度を活用した作付転換も推進しております。



各種支援策を活用し、引き続き需要に応じた生産・販売に取り組みましょう

●水田活用の直接支払交付金等の支援一覧

単位：円/10a

品目	条件	戦略作物 助成	産地交付金 (国)	産地交付金 (県)	コメ新市場 開拓等 促進事業	畑作物 産地形成 促進事業	合計
加工用米	事業採択なし(単年)	20,000	-	-	-	-	20,000
	事業採択なし(複数年)	20,000	-	16,000	-	-	36,000
	事業採択かつ単年	-	-	-	30,000	-	30,000
	事業採択かつ複数年	-	-	16,000	30,000	-	46,000
飼料用米	一般品種・標準単収	70,000	-	-	-	-	70,000
	一般品種・標準単収+150kg	85,000	-	-	-	-	85,000
	多収品種・標準単収	80,000	-	4,000	-	-	84,000
	多収品種・標準単収+150kg	105,000	-	4,000	-	-	109,000
WCS用稲		80,000	-	-	-	-	80,000
米粉用米	標準単収	80,000	-	-	-	-	80,000
	標準単収+150kg	105,000	-	-	-	-	105,000
	事業採択の場合(パン・めん用の品種)	-	-	-	90,000	-	90,000
新市場開拓用米	事業採択なし(単年、複数年)	-	20,000	16,000	-	-	36,000
	事業採択かつ単年	-	-	16,000	40,000	-	56,000
	事業採択かつ複数年	-	注4 10,000	16,000	40,000	-	66,000
麦		35,000	-	5,000	-	-	40,000
	事業採択	-	-	5,000	-	40,000	45,000
大豆		35,000	-	5,000	-	-	40,000
	事業採択	-	-	5,000	-	40,000	45,000
そば		-	20,000	-	-	-	20,000
なたね		-	20,000	-	-	-	20,000
飼料作物		35,000	-	-	-	-	35,000
	多年生牧草で収穫のみ行う年	10,000	-	-	-	-	10,000
飼料用とうもろこし		35,000	-	4,000	-	-	39,000
子実用とうもろこし	事業採択	-	-	4,000	-	40,000	44,000
高収益作物(野菜等)	事業採択	-	-	-	-	40,000	40,000

注1) 要件がそれぞれ設定されています。

注2) 県設定分については作付実績に応じて交付単価が変更となる場合があります。

注3) 条件の事業採択とは「コメ新市場開拓等促進事業」「畑作物産地形成促進事業」の採択を指します。

注4) 新市場開拓用米の産地交付金(国) 1万円/10aは、コメ新市場開拓等促進事業に採択された複数年契約新規1年目のみに交付されます。

注5) 麦・大豆等のゲタ対策による交付金は含みません。

市町村にある地域農業再生協議会では、関係機関・団体が一丸となって、需要に応じた生産・販売に向けたビジョンを策定するとともに、独自に産地交付金のメニューを設定しておりますので、その支援策を活用して、引き続き地域の宝である水田の維持と農家所得の確保に向けて、取組の継続にご理解をお願いします。



畑地化促進事業

●畑地化促進事業

(1) 畑地化支援

水田を畑地化して、高収益作物や畑作物の本作化に取り組む場合、取組面積に応じて**10.5万円/10a**が支援されます。

(2) 定着促進支援

水田を畑地化して、高収益作物や畑作物の定着等に取り組む場合、取組面積に応じて2万円/10a×5年間(又は5年分一括で10万円/10a)が支援されます。

☆5年間継続して取り組むことが要件です。原則として初年度に畑地化の取組が必要です。



麦・大豆の生産振興について



なぜ麦・大豆の推進が必要なの？

今後、農業の担い手（労働力）は大きく減少することが見込まれています。そのため、小麦、大豆は水稲と比較して、単位面積当たりの労働時間が短く（下記表のとおり）、より大規模な面積での作付けが可能となります。水稲+小麦・大豆の経営では、作業と作付体系を分散でき、労力の平準化が可能となります。県産大豆の多くは地元の加工業者で豆腐や味噌、醤油に加工・販売されています。さらに、県産小麦においても、近年、県内のお菓子メーカーで加工・販売されるようになっており、県内で付加価値が創出されることによって地域経済の活性化が期待できます。

●品目ごとの所得と労働時間

品目	所得 (円/10a)	労働時間 (時間/10a)	時間当たり所得 (円/時間)	収量目安 (kg/10a)
小麦	29,116	4.95	5,882	250
大豆	43,708	6.39	6,840	150
米	34,086	21.59	1,579	540

※1 所得の算出方法：小麦、大豆とも水田に作付。収量目安と実態を考慮した販売額（令和5年産）に経営所得安定対策等交付金を加算し、令和5年農産物生産費統計の物財費（都府県平均）を引いたもの
 ※2 労働時間：令和5年農産物生産費統計（都府県平均）より



●ふくしまならではの畑作物産地づくり推進事業

1 モデルとなる取組の支援

- (1) 支援概要
 団地化、ブロックローテーション適正輪作等による生産性向上を支援します。
 (2) 対象作物 麦、大豆
 (3) 補助率 定額

2 モデルとなる生産条件整備

- (1) 支援概要
 生産性向上に向けた機械等の導入を支援します。
 (2) 対象作物 麦、大豆、そば
 (3) 補助率 1/2以内

3 収量・品質確保対策

- (1) 支援概要
 収量・品質向上を図るため営農技術の新規導入を支援します。
 (2) 対象作物 麦、大豆
 (3) 補助率 定額
 10,000円以内/10a

経営所得安定対策に加入しましょう！

①畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）

●諸外国との生産条件の格差から生ずる不利を補正する交付金

- (1) 交付対象者
 認定農業者、集落営農、認定新規就農者（規模要件は問いません）
 (2) 交付単価
 品質と生産量に基づく交付（数量払）を基本に当年産の作付面積に応じた額（面積払）が内金として交付されます。

対象作物（一般）	数量払平均交付単価 (令和5年産～令和7年産)	
	消費税課税事業者向け	消費税免税事業者向け
小麦 (円/60Kg)	5,930	6,340
六条大麦 (円/50Kg)	4,850	5,150
大豆 (円/60Kg)	9,430	9,840
そば (円/45Kg)	16,720	17,550
なたね (円/60Kg)	7,710	8,130

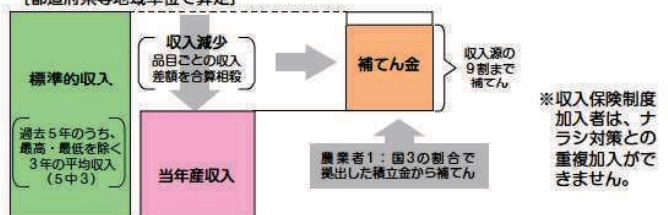
※ビール用麦、黒大豆、種子用は対象外。また、農産物検査を受検し、一定以上の格付が必要。（なたね除く）
 ※令和5年産から消費税の免税事業者と課税事業者で単価が分かれる。

②米・畑作物の収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策）

●米価等が下落した際に収入を補てんする保険的交付金

- (1) 交付対象者
 認定農業者、集落営農、認定新規就農者（規模要件は問いません）
 (2) 交付単価
 当年産の販売収入額（対象作物の合計）が、標準的収入額を下回った場合に、その差額の9割が補てんされます。
 (3) 対象作物
 米、麦、大豆（ビール用麦・黒大豆・種子用除く）

〔都道府県等地域単位で算定〕



※収入保険制度加入者は、ナラシ対策との重複加入ができません。

このパンフレットに関するお問い合わせ：福島県水田農業産地づくり対策等推進会議事務局

●福島県 水田畑作課
 〒960-8670 福島市杉妻町2番16号
 TEL.024-521-7369 FAX.024-521-7942

●JA福島中央会 食農振興部
 〒960-0294 福島市飯坂町平野字三枚長1-1
 TEL.024-554-3072 FAX.024-552-2786